

中野区教育委員会会議録 平成24年第13回定例会

○開会日 平成24年4月20日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時23分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(10名)

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	黒 田 玲 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
教育長	田 辺 裕 子

○傍聴者数 1 人

○議事日程

[議決案件]

日程第 1 第 2 4 号議案 中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

①平成 2 4 年度学校教育向上事業研究指定校について (指導室長)

②教育資料の活用について(「中野ミニマムスタンダード」、「人権教育推進資料」) (指導室長)

③海での体験事業の実施について (学校・地域連携担当)

中野区 教育委員会
第 1 3 回定例会
(平成 2 4 年 4 月 2 0 日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第13回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、田辺教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<配布資料について>

高木委員長

日程に入る前に、傍聴の方にお知らせします。

本日の事務局報告事項の2番目、「教育資料の活用について（『中野ミニマムスタンダード』、『人権教育推進資料』）」及び3番目の「海での体験事業の実施について」は、区議会への報告前の資料となりますので、本日の配布資料は後ほど回収させていただくこととします。

傍聴の皆さんは、会議終了後、事務局の方へ資料の返却をお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

高木委員長

まず、議決案件の審査を行います。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第24号議案「中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、子ども教育経営担当、白土副参事、議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第24号議案「中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。

まず、改正の内容でございます。本年3月2日の定例会で、地域生涯学習館廃止後の学校施設としての活用についてご協議をいただいているところでございますけれども、その後、協議の結果を踏まえまして、教育委員会事務局と健康福祉部で検討を重ねてきたとこ

ろでございます。その検討の結果、中野区学校支援ボランティア制度実施要綱を改正いたしまして、学校支援ボランティア団体登録制度を導入することにより、学校支援ボランティア制度の拡充を図るとともに、この要綱で学校支援ボランティアとして登録した団体が旧地域生涯学習館施設の一部を使用する場合には、登録期間中に学校支援ボランティア活動を行うことを前提といたしまして使用料を免除する規定を設けるため、学校設備使用規則の一部改正を行うものでございます。

次に、使用料免除の趣旨でございますが、平成23年度末をもちまして地域生涯学習館が廃止されまして学校施設の一部となったことに伴いまして、旧地域生涯学習館で活動していた地域の団体の方々にも、学校支援ボランティア活動を通して、学校支援ボランティア制度の目的である「地域に開かれた特色ある学校づくり」に貢献していただくとともに、従来の活動を継続していただくために、登録団体の地域的かつ公益的な性格にかんがみ使用料を免除するものでございます。

改正の内容でございますが、別表に、使用料を免除する活動及び免除対象となる設備を追加するものでございます。

使用料免除規定の内容につきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

左側の「改正案」の欄の下に第8条関係の別表がございますが、「減免事由」の欄の第1号から第4号の下に、「第4号の2」といたしまして、下線部のように、「次の表に掲げる特定の区立学校における教育活動又は環境整備を支援するボランティア活動を行う団体として、委員会が別に定めるところにより登録を受けた団体で、その構成員の半数以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有するものが、当分の間、同表に定める当該設備を使用するとき」という規定を加えるものでございます。

その下の表では、特定の区立学校として、旧地域生涯学習館の施設のうち目的外使用可能な施設を学校ごとに列挙してございます。委員会が別に定める点につきましては、中野区学校支援ボランティア制度実施要綱でこの使用料を免除する団体に係るボランティア団体の登録の特例を定めることとしておりまして、この特例では、登録期間は最長で1年間といたしまして、登録を年度ごとに更新すること、登録期間中に学校支援ボランティア活動を行わないときは登録を抹消できる規定を設けることとしてございます。

施行予定日は公布の日でございます。なお、改正要綱の施行日も、同日、この一部改正規則の公布の日でございます。

なお、この制度の改正に当たり、旧地域生涯学習館の利用団体に対しましては、4月25

日と27日に制度等についての説明会を予定しているところでございます。

ご説明は以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

今回のこの改正というのは、地域生涯学習館の廃止に伴って、それまでそこで活動していた団体が学校に対するボランティア活動などをしていただけるということであれば、そういうこととの関連で無償で使用できるというような制度をつくらうという経緯だということはわかっているのですけれども、ちょっと翻って考えてみると、学校にボランティア活動などを行っている団体でこの学校の設備を無償で使っているというような例は今まではなかったのでしょうか。あるいはほかにあるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

今までそういう事例はないというふうに認識しております。

大島委員

今回は対象となる学校とか設備とかを限定しての無償使用の規定なのですけれども、もう少し一般的に広げて、ボランティア団体に対して無償で使用できますよというような規定をつくるという必要性はないのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

今回、使用料免除ということで、一部改正に関係するところのみご説明をいたしましたけれども、中野区学校支援ボランティア制度実施要綱では、一般的ボランティアをやっていただく団体の団体登録制度を設けまして、広くボランティア活動をやっていただくということでございます。

なお、その使用料の免除の点につきましては、この制度を導入いたしまして、その検証の結果、それが一般に広げられるということであれば検討したいと思っておりますけれども、当分の間はこういう形で進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

飛鳥馬委員

説明会がこれからということですので、個々の団体の名称等の話はまだできないのかなと思いますけれども、今のところ、予想として、登録してくれそうな団体の見通しはいかがでしょうか。

もう1点は、今、大島委員が言われたように、学校支援ボランティアを普及・充実させ

るためにこういうのも利用して広めていく、そういう手段にできればいいなというふうに思っております。

副参事（子ども教育経営担当）

登録される団体があるかどうかという点でございますが、地域生涯学習館を廃止するに当たりまして説明会を実施してございますけれども、その説明会の中で、学校支援ボランティアについてはどのような意向をお持ちかというようなやりとりがございまして、そういうことであれば、学校支援ボランティアをやってもいいというような複数の団体がございます。特に南部のあおぎり館とみなとっふ21を利用されていた団体については、相当数の団体登録があるのではないかと見込んでございます。

山田委員

二つほどです。

一つは、地域生涯学習館が廃止されて、その施設が残っているわけですが、当分の間、この手を挙げた団体については貸し出すという規定であります。当分の間にどのようなことを我々は考えていかなければいけないのかということ。

もう1点は、今回の学校支援ボランティアということの位置づけで、その団体というのが登録をされてきた場合に、ほかの学校ではどのような施設で活動することができるのかということもあわせて考えていかなければいけないのかなと。たまたまこの四つの施設は大きな施設が残っているわけで、使えるわけですが、ほかの学校では、団体で何かやろうと思っても、その団体が活動する場所を提供することがなかなか難しい。

この二つの点でお伺いしたいと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

当分の間というご質問でございますけれども、その間に、小学校の施設につきましてはキッズ・プラザの導入でありますとか、地域開放型の学校図書館の導入が可能かどうかという検討をさせていただきたいというふうに思っております。この4校以外の学校の目的外使用につきましては、この制度の導入の結果を検証いたしまして考えていきたいと思っております。ただ、これと同じような施設がないところが多いということでございますので、同じような形でというのはなかなか難しいかなというふうに考えてございます。

教育長

山田委員のご質問に関連してですが、今回、規則を可決するということで終わらないと思ひまして、子ども教育経営担当副参事の説明のように、経過を見ていく必要があ

ると思いますので、登録の状況でありますとか利用の状況について適宜ご報告をしてもらえるということをお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

今、教育長からお話でしたが、この制度は初めてということですので、途中経過の報告及び1年たった段階の状況についてもご報告をしながら、これからの学校支援ボランティア活動の充実につながるようにやっていきたいというふうに考えてございます。

高木委員長

山田委員が発言されたように、ここの施設がある学校だけにとどまらずに、教育委員会としてその団体に強制はできないのですけれども、できれば、そこの学校でボランティアをやることによってほかの学校でもやってみようというような方向にいくと、旧施設が地域のボランティアの核みたいな形になるので、いいと思います。ぜひ事務局のほうでも担当の方とよくお話をし、また報告をしていただいて、区民の方と連携して教育が進むようにしていければなと期待しているのですが。

大島委員

今、副参事から説明のあったように、登録が見込まれる団体があるというお話ですが、例えばどんな活動があるのか、具体例があったらお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

この制度の導入に当たりまして、4校の校長先生方ともお話をさせていただいております。というのは、学校のボランティアのニーズを確認いたしまして、この説明会では、学校側にはこういうニーズがある、これに対してどういう提案をしていただけるのかというような形で団体登録のほうは進めさせていただきたいというふうに思っております。やはり要望が強いのは、学習の支援といいますか、教育活動に対する支援。特に支援が必要なお子さんに対する支援ですとか、中学校で言えば、数学とか英語とか教科ごとの、ちょっとおくれがちな子どもに対する教育支援的な活動をやっていただきたいというような要望を聞いているところでございます。

山田委員

もう1点確認です。

きょうの参考の資料にある学校支援ボランティア制度実施要綱の一部改正でありますけれども、「ボランティアに係る団体登録」という「団体」については、きょうの規則にあ

ります「5人以上で構成され、かつその構成員の半数以上が区民である団体」ということで、同じ内容でよろしいでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

はい。そのような形の要綱改正になってございます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第24号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査を終了いたします。

<報告事項>

高木委員長

それでは、委員長、委員、教育長報告です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず私から。

前回4月13日の第12回定例会以降の主な委員の活動について報告いたします。

4月18日水曜日、中野区役所で行われた定例校長会に、私、大島委員、飛鳥馬委員、田辺教育長が出席いたしました。

私からは以上です。

それでは、大島委員、お願いします。

大島委員

私も定例校長会に出席して、皆さんとともにごあいさつさせていただきました。新しい、初めてお目にかかる校長先生もいらっしゃるようですけれども、そういう方ともいろいろ

意見交換できるようになればなと思ったところです。

以上です。

高木委員長

それでは、山田委員、お願いします。

山田委員

昨日、東京都医師会の学校医委員会がありまして出席いたしました。その中で、ことしの東京都医師会の学校医の研修会の一つとして、がん教育の推進ということで、小学生からのがん教育についての講演が予定されています。昨年、一昨年と小学校、中学校の教科書採択をしたわけですけれども、残念ながら、中学校の教科書の中の「生活習慣病」というところの取り上げの1セクションとして「がん」という名前が出てくるだけで、公教育の中ではがんの教育については余り重要視されていないように私は思っております。

と言いますのは、中野区においても、健康福祉部が中心となって区民のがん検診をやっているわけですけれども、日本におけるがん検診の受診率は非常に低いのですね。ということは、若い方たちからの啓発がなかなか進んでいていないということが一つあるのではないかなと思っているわけです。例えば、昨年度から開始されました子宮頸がん予防ワクチンなどは、初めてのがん予防ワクチンなのですけれども、がんというものがどういうものかわかっていない方たちに対してがん予防ワクチンを打つわけですから、公教育の中でその「がん」という名前が余り取り上げられていなければなかなか普及してこないという一つの側面があるのかなと思っています。

また、予防接種の中では、B型肝炎のワクチンというのがあるのですけれども、これは、WHOが推進している平準的なワクチンなのですが、残念ながら、日本ではまだ定期予防接種化もしていませんし、普及していないのが現状です。日本の今までの取り組みは、母子感染、垂直感染としてのB型ウイルスについての制度はあるのですけれども、今はそうではなくて、ユニバーサルに、家族内での、例えば口移しとかなんとかでウイルスがうつってしまうことがあるといけないので、そういった意味では、B型肝炎のワクチンというのは一番初めにできたがん予防ワクチンだったのですね。そういうことでWHOは推進しているわけでございます。

学習指導要領では発展的な学習ということが認められていますので、恐らく、そういった中でがん教育ということが少しはできるのかなと思っていますけれども、そういったことの取り組みもしていかなければなと思って、きのうの委員会に出席いたしました。

私からは以上でございます。

高木委員長

それでは、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私は、先週13日金曜日に、都庁で行われた都の教育委員会の施策連絡会に教育長と指導室長と3人で行って来ました。たくさん話をお聞きしたのですが、全部はちょっと話せませんので私の記憶に残っていることだけで申し上げますと、木村委員長は、昨年を引き続いてPISAの学力の話をしました。細かいグラフを使って日本の学力が芳しくない話をしてくれたのですが、いずれにしても、大学の先生ですので、特に大学生を中心として学習意欲を高めなければならないということを大分強調していました。しかし、大学生とは言っても、それは小・中学校からの習慣化も必要なのだという話もありました。特に知的好奇心といいますか、意欲とか関心とかが低いので何とかしたいなということを、資料を使って非常に長い時間説明をしてくださいました。

それから、竹花委員は、ここ何年間か分の自分の考えを話されていました。たくさん資料をくれて印刷物が何枚もあるのですが、それは別にして、当日話されたことの内容をかいつまんで申し上げますと、今まで、文部科学省を始め、ゆとり教育廃止でやってきたけれども、単に廃止でいいのかと。単に廃止して前に戻ったら、また偏差値教育に戻ってしまうのではないかと。そういう観点で話されていたような気がします。

それに結びつけて、都立高校の入試を改革したいということだろうと思うのです。推薦入試でたくさん入ってしまっただけで、学力低下ということ。高校も大学もそういう時代だと。それでいいのかと。本当に試験をやらなくていいのかみたいなことを盛んに言っていました。だから、推薦入試や今までやってきたことを全部なくすということではなくて、それも生かしながら入試改革をしたいと。もうちょっとわかりやすい言葉で言えば、新しい学力観の「表現力」とか「判断力」とか「考える力」とか、PISAに似ているわけですが、そういうものを入試に入れたいというふうに思っているのではないですか。単なる小論文を書いて、作文を書いて、面接でいいのか、簡単に言えばそういう話ではないかと思えます。

三つ目は、今、大阪維新の会が教育委員会のことをいろいろ提言していますが、それについて、これは竹花委員だけの意見かどうかわかりませんが、都の教育委員会としてはうまくいっているのではないかというような感じに受け取りました。ただ、意思疎通

を図って改革して連携を図るということは今後もずっと必要だけれども、直接的な表現はしませんでしたけれども、まあまあという感じだということだと思っております。そういう趣旨のようなことを言っていた気がします。

それから、内館委員は、東北のあの東日本大震災のことで、関係があつて大分向こうに行かれて、当日も行くということで中座して行かれましたけれども、内館委員が感心したのは、東北の若い人が意外とたくましくて、小・中学生も大学生も非常に頑張っているのだということを言っていました。特に細かく言ってくれたのは、「秋田県は学力がトップですよ」ということで、それは何年も何年もかけて、学校も先生方も教育委員会も一丸となってやってきた結果がこうなったんだということで、その話をしてくれました。内館委員が考えたのは、トップだけれども、やはり子どもたちの生活の安定ではないかというふうなことを大分言っておられました。

あと、過去の間違い、平等主義をもうちょっと反省しなければいけないとか、いろいろ言っていました。

あとは、瀬古委員は、やはり中学校駅伝大会のことを言っていました。どこが1位で、だれがいい記録をつくって、けれど、残念ながら都立高校へ行かないで私立に行ってしまったと。都立高校へ行ってくれて、都立高校からオリンピックに出したいんだというようなことを盛んに言っていました。それを命がけでやっているみたいな。毎回そんな話をしてくれます。

あと、川淵委員は、やはりサッカーの名誉会長ですので、「サッカー命」ではありませんけれども、特にサッカーについて話されていました。技術が向上して強くなればよいというのではなくて、礼儀ということでサッカー協会も力を入れて教えているのだと。東京都でやっている校庭の芝生化も随分力を入れて応援していますということでやっているのですけれども、そういうことでサッカーの功績みたいな話を随分してくれました。

大原教育長は、これ1冊分144ページを初めて最初からずっと説明しました。項目を読むぐらいしかできませんでしたが、一応全部、一通り説明しました。これはまた後で皆さんに見ていただければと思います。私が気になったのは、先週、「産休とか育休で代替の先生が来ますけれども、支援が必要じゃないですか」などという話をしましたけれども、都教委としても「それを入れました」という話をしていました。中を見ると、予算が幾らとか、何人とかと書いてあるのですけれども、東京都全体ですので、100人、200人、あるいは300人入れたとしても、1学校当たり1人ではとても間に合わないわけですね。そういう

のも参考にしながら区でも考えなければいけないかなと思います。

また、事務局の方もそれを熟読されると思うのですが、事務局にお願いですが、都教委でやっていることは、いち早く手を挙げて、交渉して、中野区に持ってくるということをぜひお願いしたいなと思っています。

以上です。

高木委員長

それでは、田辺教育長、お願いします。

教育長

特にございません。

高木委員長

それでは、各委員からの報告につきまして、補足、質問、ご発言がありますでしょうか。

大島委員

先ほど山田委員がお話になったがん教育ということなのですが、今の教科書などでもがんについての記述が余りないということも含めて、学校の現場でがんに対する啓蒙というのが少ないのではないかというようなご趣旨かと受け取ったのですが、がんは日本人の死亡の原因でも上位のほうにいらいますし、ある意味、一番の国民的な関心事だと思うのです。それを小学校とか中学校で取り入れるというと、保健体育でそれについての授業をするべきだということに具体的にはなるのでしょうか。

山田委員

教科の学習の中で、文部科学省の学習指導要領では、がんについての記載はほとんどないに等しいのですね。逆に、生きる力ということであれば、今、日本人の死因の第1位はがんということですので、全く触れないというのもどうなのかなというふうに私は思っているのです。ただ、教科ではないものについて学校で教えるというのはなかなか難しい問題がある。例えば学校医が特別な授業の中でちょっと触れるとか、あとは、PTAの活動の中でやっていくとかということを目指したらどうかと。東京都医師会の学校医の集まりの中でそんな話が出ているということで、すぐに何か始めようということではないのですね。ただ、先ほども申しましたように、子宮頸がん予防ワクチンというものが世に出てきて、ある程度の周知が図られているところですが、きちんとした知識をもう一度そこで教えられるチャンスではありますので、そういったものを題材としてがんについて触れることはできるのかなと。特にがん予防ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンは中

学生を主に対象としていますので、難しいと思うのですよ。私は実際に打っていて、子どもたちに「これは子宮頸がんの予防ワクチンだから」と言って何人がわかるかということになると、難しいですね。子宮という臓器がどこにあるのかとか、がんとは何なのかということの説明がなかなかできていませんので、そういったことでの一つの切り口としてそういったものがあるので、そういうものを利用して、場合によっては、やはり学校医が知識がありますので、そういったものに活用いただければということで、だんだんとそういったことで啓発していければなというふうに思っています。強いては、がん検診、がんの予防ということに対して啓発できれば。あと、がんは必ずしも怖い病気ではないよということも少し教えなければならぬ。小児の白血病などは7割、8割治る病気になってきていますので、そういったことも教えなければいけないというふうに考えて発言したわけです。

——指導室長、何かコメントはございますか。

指導室長

今、山田委員がおっしゃったことは、本当に大切なことだろうなというふうに思いました。小・中学生の学習内容の中でどこに入るかということなのですが、小学校高学年の段階では、「病気の予防」という学習単元がありますので、予防になるかどうか——ワクチンというところでは予防というところにつながっていくのかなというふうに思いますし、先ほどおっしゃった、学校医をゲストティーチャーとしてお招きして、専門的な立場から、がんというのはそんなに怖い病気ではないということ子どもたちに伝えることもとても大切なことですし、現在はワクチンのようなものがあるというようなことも多分子どもたちは知らないというふうに思いますので、そんな意味でお話をいただくことはとてもありがたいことかなというふうに思います。

先ほど申し上げたように、学習内容としては、保健体育の中に入れることは可能かなというふうに思っています。私自身も、やはりがんというのは怖いなというイメージがあるのですが、それは私が子どものときにそういう勉強していなかったからかなというふうにも感じるところであります。

山田委員

追加ですけれども、昨年度に起きました3.11の東日本大震災における福島第一原発での放射能のこと、これもやはりある程度の知識のあるドクターのほうからきちんとした説明と、それに対して啓発していく。もちろん、放射線の被曝とがんとの関係もありますので。

それは文部科学省から一応テキストブックが出ていますけれども、それに肉づけする意味で、学校医がそういった点でもがん予防ということでの活動ができるかなというふうに考えています。

飛鳥馬委員にお尋ねしたいのですが、東京都の教育委員会というのは、今、スポーツ畑の方が2人出ていますよね。そういった意味で、一つは、東京都の体育大会が開催されて、その延長上には東京オリンピックということがあるのかなと思うのですが、5人の委員の中でお2人が元アスリートですよね。そういった意味では、東京都教育委員会の一つのスタンスとして、広い意味では体力向上になるだろうと。そういったお話はやはりインパクトが強かったでしょうか。

飛鳥馬委員

そうですね。みんな自分の持ち味というか、得意な分野で発言されていると思うのですが、川淵委員が「私の前の委員さんは立派な学者で、私はそうじゃないので」という話はしたことがありましたね。何かそういうことを言っていましたけれども、いいのかなという感じのところを考えていたのかもしれない。

高木委員長

ほかに質問がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

続きまして、事務局からの報告をお願いします。

まず、「平成24年度学校教育向上事業研究指定校について」。

川島指導室長、報告をお願いします。

指導室長

それでは、私のほうから、「平成24年度学校教育向上事業研究指定校について」のご説明をいたします。

資料をごらんください。1番目に事業の趣旨というものが書いてございます。現在、中野区が抱えているさまざまな教育課題というのがあるのですが、それについて、教育委員会として取り組むべき課題を学校のほうにお示しして、それを研究テーマとして2年間取り組む学校を指定いたします。その2年間、その学校は精力的に研究活動を行うことになります。そして、その成果を発表することによって、オール中野の教育の充実・向上に資するというものであります。

2番目のところに、その重点課題ということを書いておきました。全部で8項目ありますが、例えば「言語活動の充実」というのは、新しい学習指導要領にキーワードとして示されているものであります。その他、家庭との連携、ICTの活用、防災教育、以下こういう形になっております。右側に現在取り組んでいる学校が示されております。括弧の数字は、「1」というのは1年目、「2」というのは2年目を指してございます。

具体的なものが3番目のところで一覧という形になっております。

各学校はこのような研究に取り組んで、先生たちは一生懸命頑張ってこの研究活動をしておりますので、それをその学校だけにとどめるのではなくて、ほかの学校にも、例えばこういうふうに取り組むとこういういい成果があるよ、ということを広めることが肝要かと思っております。その中には、指導主事はその研究会に関与して適切な助言をすることもありますし、また、右のほうに研究発表会日程ということで、2年目の学校の日程を書いてございますが、そこでの協議の仕方、ただ発表して講演を聞いて終わりということではなくて、いろいろな参加者が加わるような工夫が必要だろうということで、学校のほうにはそういうことも投げかけているところです。

最後に、新井小学校は8回ほどありますので、毎回公開することで周知をしていきたいというような意図がございます。機会がありましたらぜひご参加をいただければありがたいなというふうに思っております。

以上です。

高木委員長

質問がありましたらお願いします。

山田委員

質問ではないのですけれども。

私が学校医をしております谷戸小学校ですが、ご承知のように谷戸小学校は、今、耐震の建築中で校庭が使えないという状況があるのですね。その中で校長は、この「健康づくりと体力向上」に取り組んでいる。校庭がないのですね。ですから、昼休みとか中休みも校庭で遊ぶことができないので、どのようにして体力を維持するか、向上させるかというところで、例えば、谷戸運動公園に児童を連れて行ってそれで昼休みをやるとか、近くの第九中学校のプールを使って子どもたちのアクアエクササイズをやるとか、そういう大胆な発想をされておやりになっているのですね。ふだんであれば、校庭も使えないような学校で「健康づくりと体力向上」というのはなかなか難しいことですが、その校長の

すばらしいアイデアとリーダーシップのもとでこういった研究を進めているというのは非常にすばらしいことで、また、それに参画している教員の皆さん方の協力体制も立派なものだと私は思っています。でも、現場はすごく大変なのですね。子どもたちは毎日外で遊べないというストレスがかなり高いということがありますし、耐震工事で相当の騒音とかが出ている中での学習を強いられているのですけれども、こういったことで視点を変えて頑張ってもらっているのは非常にありがたいなと私は思っているところで、一生懸命支援しているところであります。

大島委員

こういうテーマを決めて各学校で研究をしていただくということは、すごく大事だし、大変いいことだと思うのですけれども、このことが現場の教員の方たちに過大な負担になるということはないのかなという心配な面もありまして、例えばこういう研究のために遅くまで残業するとか、休日も仕事をしなければいけないとか、そういう過度の負担ということは心配なくてよろしいのでしょうか。

指導室長

この学校がということではありませんが、委員がご心配のように、研究校になるとそれなりのことをやりますので、当然、時間も多くとられると思います。ただ、人材育成ということで、やはり教員は指導力を向上させていかなければいけない。何か一つのテーマに向かって全体で動くということは、確かに負担と言えば負担なのですが、それ以上に子どもたちに返る部分もありますので、多分この指定を受けられている学校は、そのために頑張らましようということをやっているのではないかなと思います。決してマイナス面だけではなくて、プラス面もたくさんありますので、ぜひそういう形で指導力を上げていくことに使っていただきたいなというふうに考えております。

高木委員長

私から1点質問なのですが、研究指定校の1年次で、下から3番目の桃花小学校が「温かいかわりの中で伝え合い、学び合う子の育成」、下から2番目の緑野小学校が「進んでかわり合い学び合う子の育成」。似ていることが悪いのではなくて、ちょっと似ていると思うのですが、課題は、桃花のほうが「言語活動の充実」で、緑野のほうは「授業改善とその検証」になっているのですが、これはどういうふうに違うのですか。

指導室長

まだ1年目なので、私ども、詳細については報告を受けておりませんが、「言語活動の

充実」というところでは共通するテーマなのかなというふうに推察しているところであり
ます。「かかわり合い」というのは、当然、学習の中でもとても必要なことですし、その
中で、自分の意見をきちんと述べるとか、筋道を立てて説明するとか、それをどう受け取
るかというあたりのキャッチボールということで、こういうようなテーマが示されており
ます。この先どう進むかについてはまた学校のほうから情報をとりながら支援していき
たいというふうに考えております。

高木委員長

この課題というのは、例えば、教育委員会、あるいは指導室のほうから、こういった課
題がありますよという中からまず学校が選んで、それに沿ってテーマを置くのでしょうか。
それとも、各学校がテーマを先にといいとおかしいのですけれども、出してきて、それを
分類したような形になるのでしょうか。

指導室長

前者の形になります。教育委員会のほうからお出しして、それに対して学校が具体的な
テーマを設定する形になります。

高木委員長

ということは、各学校がそれぞれに問題意識を持って課題を設定したのだけれども、た
またま研究テーマの表現が似てしまったという理解でよろしいのでしょうか。似たことがい
いわけではないのですけれども。その辺は、これから研究が進んでくれば、先ほどの指導
室長のご説明のように、どういう問題意識があって、ここに対して特に目標を設定したと
いうのがおのずとわかってくると思いますので、その経過をちょっと勉強させていただき
ます。

指導室長

わかりました。

山田委員

1点です。

一番下にある第七中学校は「地域・保護者との連携をとおして行う防災教育」というこ
とで、防災について取り組もうという姿勢ではないかなと思うのですけれども、今年の3.11
の検証を踏まえた上で、学校において防災をどのようにこれから子どもたちと一緒に取り
組んでいくのか。例えば、一つには、防災訓練で引き取り訓練というのがありますけれど
も、本当に保護者が引き取っていいのかどうか。その辺の検証もあると思うのですね。一

方では、時間と場合によっては、学校にとめ置くことだってある。その辺の大きなシミュレーションというのはどのような流れでどのようにしていかれるのか教えていただきたいと思うのです。

指導室長

まず、第七中学校の取り組みは、昨年度の「学校だより」から読み取れることなのですが、七中防災隊というのを編成して、子どもたちに夏休みを利用して3回訓練をして、そして軽可搬ポンプによる放水訓練——要するに火事が起きたら自分たちで消しましょうという、そういうような力をちゃんとつけていきましょうというようなことに取り組んでいるようです。そして、11月3日には、そういう操法大会というのがあって、地域の方たちも出られるらしいのですが、そういう中でも子どもたちはこういうふうな訓練の大会に参加したというようなことで、そういう具体的な活動を含めた子どもたちへの啓発というのがまず一つあるかなというふうに思います。

それから、大きなお話として、実際に起きたときにどうするかということなのですが、震度6とか7になってきますと、当然、保護者の引き取りは不可能になりますので、そうなった場合に学校は引き渡し完了するまでは責任を持って子どもたちを保護するのが基本的なスタンスであります。そのあたり、具体的にどう段取りをするかということ、各学校が防災計画をつくっておりますので、その中に落とし込むことかなと思いますし、また、3.11を受けて変更するところについては変更していくことが必要かというふうに考えております。

山田委員

第七中学校の取り組みにこれからも期待していきたいと思うのです。昨年でしたか、防災訓練があったときは、第九中学校だったと思うのですけれども、そこでは第九中学校の防災隊が出動しまして、近隣から避難をされてきたお年寄りたちにいろいろ手助けをするというようなことをやっていらっしゃったのですね。そういったことで、被災した場合に、自分の中学校で避難所が開設されたときに、子どもたちがその中に元気に加わってくれるというのは非常に素晴らしいことで、そういった意味での教育的な視点は大きいかと思います。

もう1点は、やはり子どもの安全ということで、発災の時間とか何かによって臨機応変に対応しなければいけないと思うのです。学校はまさしく子どもたちの安全を確保することが大前提ですけれども、もう一つは、避難所としての機能ということ。これもま

た教育委員会の所管ではないと思うのですが、その辺の二つのことを同時並行していくのは、例えば備蓄品一つにしても、水をどのぐらい用意するのかとか、いろいろ大変なことではないかと思えます。その辺は、防災担当といろいろ取り組まれるのではないかなと思って、これから期待しているわけです。

私、たまたま中野都税事務所の産業医をやっていますので、聞きましたら、都税事務所の機能はすごいですね。都庁とダイレクトに結ぶ無線機があって、なお、職員用の3日分の水が備蓄されていて、毛布があって、簡易トイレがあるのです。そのほかに、地下には70~80名ぐらいの都民を対象とした避難グッズを持っている。そのぐらいの機能を持っているのです。ですから、都のランチの施設というのはすごいことをやっているなど。もうそれが全部整備されているのです。一方で、中野区はどうなのかなということをちょっと心配したのですけれども、そういった意味で、学校での取り組みがこれから大切ではないかなと私は思っています。

高木委員長

第七中学校は、私も保護者ですので、参加しております。第七中学校は、新青梅街道という幹線通り沿いですので、もし震災が起こった場合の帰宅は制限するような方向にはなっていますが、場合によってはそういった方が来ることも考えられます。あと、知的障害の特別支援学級がありまして、通常の学区より少し広い。ほとんどのお子さんは徒歩で通っていますけれども、もし震災等があった場合どういうふうに対応するのかも含めて、多分、校長先生はいろいろお考えなのかなと。

あと、野方消防署の管内で、私も消防署の育成会の会長をやっていますけれども、第七中学校の生徒が大人の事業所にまじって3人一組で、「構え!」「放水!」みたいなのを立派にやったと聞いておりますので、そういったことでこれからいろいろ考えて取り組んでいくのかなと思っております。こういう取り組みは、山田委員がおっしゃったように、ほかの学校の参考になると思いますので、教育委員会としても支援していきたいなと思います。

飛鳥馬委員

今年度の学力というよりも、教育力向上事業の指定校ですので、学力と教育力との違い、いろいろあるのかもしれませんが。

例えば英検とか漢検とか数検とかいろいろな検定試験がございます。今わからなかったら後ほどでもいいのですけれども、これを公費でやっているようなところがあるのかなと。

生徒全員に受けさせる、そういうことがあるのかどうか。聞いたことがあるかどうかの話ですが。

というのは、区長も校長先生方へのあいさつの中で、「テストはやるんだけど、本当に学力がついているのか心配だね」という話がありました。中野区で今、家庭と連携して学習習慣をつけようとか、ここにも「家庭と連携・協力した学力向上」とかあるわけで、今、それに力を入れてやっているところですけども、学力なり何なりをつけているのを検証するというか、そういうことの話も区長は思っているのかもしれませんが。いずれにしても、中野区も、家庭との連携協力、それから授業改善で子どもの学力を高める、この二つが目玉だと思うのです。

最初にそんな話をしたのは、私もちょっと大学にかかわっていて、行って、おととい掲示板をよく見てきたのですけれども、大学でも全学で英語にとっても力を入れているのです。教授に確かめてくればよかったのですけれども、掲示板を見ると、「毎時間、英語の単語テストをやりなさい」と。「10問やる。3分です。問題は事務局で配ります」と掲示してあるのですね。で、英語のヒアリングとか会話力とかを高めるのもちゃんとランク別になっていて、「ちゃんとランクが上がるようにやりなさい」とか。あと、中国語を選択している学生さんなどは、やはり何級、何級みたいな中国語の検定があるのですね。そういうのもあったりして、非常にきめ細かく、中学校か高校でやるようなことをやっているのかなという気がしたのです。そこまでやらないと学生がなかなかやらないのか、学生の就職がなかなかうまくいかないのか、いろいろあると思うのですけれども、公立でそこまでやったらやり過ぎかどうかわかりませんが、やっているところがあるのかなとちょっと気になったものですから、お聞きしました。

指導室長

まず、英検・漢検を公費でやっているというのは、東京都の中でも余り聞いたことがないかなというふうに思っておりますし、本区もそういうことは実施しておりません。そのかわり、次の報告事項にも関係するのですが、区独自の学力調査というのを、毎年、小学校2年生から中学校3年生まで行っておりますので、子どもたちがどのぐらい身につけているか、課題は何かということは一応教育委員会も把握できますし、各学校も把握しております。その結果については改善プランという形で手当てをしている形になっておりますので、英検・漢検ではないのですが、それなりの調査を実施して対応しているということはあるかなというふうに思っております。

高木委員長

小・中学校の例は私も正確には把握していませんが、例えば、専修学校ですとか短期大学で、英検2級とかをとった場合に、褒賞金として受験料相当額を上げるとか、その分の図書券を上げるという学校は比較的ありますね。あと、私どもの学校でも、TOEICの試験は、協会の会員になると、例えば200名までは無料とかというのがあるのですね。そういった形で、私ども、TOEIC、あるいはTOEICブリッジの試験については、入学時のプレースメントテストとして学生の負担なしでやっている経緯があります。あるいは、私立学校の場合は、入学時に預かり金のような形で預かってしまっていて強制的に受けさせるということを聞いたことがあります。基本的に検定試験の場合は受益者負担ですので、私学でも学校が費用を出してというのはちょっと少ないかなと。ただ、手をかえ品をかえというのは、私学の場合、若干あるかなと思います。

続きまして、「教育資料の活用について（『中野ミニマムスタンダード』、『人権教育推進資料』）」について。

こちら川島指導室長、報告をお願いします。

指導室長

それでは、教育資料2点について、私のほうからご説明を申し上げます。

まず1点目、お手元にブルーの資料があるかと思いますが、中野ミニマムスタンダードについてご説明をいたします。

この資料は、教員の授業力向上と、児童・生徒に確かな学力を定着させるということを目的に作成したものでございます。

内容ですが、先ほど飛鳥馬委員からご質問がありました中野区の学力調査を行ってございまして、その結果から、本区の子どもたちの課題は何かということを中心に分析して、それに対してどういう取り組みをする必要があるかということをお示ししているものであります。

11ページ、12ページのところをごらんいただければというふうに思います。10ページには指導内容の概念図が示されております。そして、11ページ、12ページは、具体的にどういうものを示しているかということをごらんいただければというふうに思います。表頭のところを見ていただきますと、「基礎・基本の学習内容」ということで、主に算数・国語に関係するものが小学校1年生から中学校3年生まで発達段階を縦に見た形で示しております。右側は、新しい学習指導要領の両輪のうちの一つなのですが、「活用能力」ですね。

「思考力・判断力・表現力」ということで、「聞く」「読む」「話す」「書く」という4点について同じように縦にお示ししたものです。こういうものを使っていただいて、右側であれば、新しい学習指導要領で言う「思考力・判断力・表現力」というようなものを、これはすべての教科において使えるものですから、これをもとにどのような学習活動を示していったらいいかということがわかるかと思えます。そして、左側は基礎・基本、そして右側は活用になるものですね。各学校がこれをもとに授業改善の視点として使ってもらいたいというふうに考えております。各学校では、学力調査の結果をもとにして、各学校のいいところ、悪いところを分析しますので、それについてこれをかぶせることによって、より統一的な授業改善推進プランをつくっていくというのが大きな目的であります。

中野ミニマムスタンダードについては以上でございます。

続いて、人権教育推進資料についてご説明いたします。

まず、この資料作成の趣旨ですが、教員が多様な人権教育の授業を実践するための事例示しているものであります。これも中身を見ていただきたいのですが、例えば、5ページ目、「はじめに」というところの下には、幼稚園の指導事例が載っております。ここのねらいのところを見ていただきますと、教師や幼稚園に親しみを感じるようになるということと、同じ場にいる友達と過ごす楽しさを感じるということで、人間として基本的な「人を信頼する」ということをどんなふうに取り組んでいくといいということが示されている事例であります。

それから、19ページを見ていただきますと、これは小学校の事例なのですが、地域の高齢者と交流するというような取り組みの事例であります。いろいろな学校でやっているかと思いますが、例えば給食を一緒に食べるとか、そんなようなことが出ております。

ちょっと飛びますが、44ページ、45ページをごらんください。これは、小学校、中学校、各学校で人権教育の年間指導計画というのを立てるわけなのですが、小・中学校で連携をする必要があるということで、44ページの小学校の真ん中に「外国人、アイヌの人々」、それから、少し下に下がって「H I V感染等」というような記述があるかと思えます。下の中学校のほうを見ていただきますと、例えば、各教科の4、5、6月のところで、3年生「基本的な人権の尊重」で、「女性、同和問題」「外国人、アイヌの人々」という形で、小学校で学習したことを発達段階が上がった中学生でまた別の視点で取り組むというような形で、広く人権教育を実施していくために活用するものであります。人権感覚というのは磨かないとさびてしまいますので、こういうものを有効に活用してもらって、子どもた

ちにそういう人権感覚を教えていくというようなことにぜひ活用してほしいというふうに教育委員会としては考えております。

以上です。

高木委員長

質問がありましたらお願いします。

大島委員

ミニマムスタンダードのほうなのですけれども、2ページが一番下の図1で学習指導要領と中野ミニマムスタンダードの関係が図示されているのですが、私、学習指導要領との関係というところがよくわからないのです。この図を見ると、学習指導要領と重なっていないところがあるのです。中野区では学習指導要領の中の一部だけをやるということではないと思うのです。学習指導要領というのは日本全国みんなそれに沿って教育しなければいけないと国から決められているものだと思うのですけれども、これとミニマムスタンダードとの関係をもうちよっと説明していただけますか。

指導室長

これを見ると、学習指導要領から出ている部分がありますので、その部分についてのご質問かと思えます。その部分の説明が、学習を支える要素ということで、家庭での学習、学習規律、学習のルールですとかそういうことを示すものなのですが、それがまずベースになっている。その部分は学習指導要領に細かくは書いてございませんので、まず、そこをきちんと押さえるというのが中野ミニマムスタンダードで示しているところであります。そして、学習指導要領の中、学校としては当然全部を教えるのですが、その中でもこれだけは外せない、ここを押さえておかないと、次にいったときに大きな支障になるという。言葉を変えますと、絶対にそこだけは確実に習得させる、そういうものをきちんと中野区の中で小学校、中学校それぞれが押さえた上で子どもたちに指導するというので、スタンダードというものを示しているものであります。

高木委員長

私も、今の大島委員の質問ではと思ったのですが、あくまでミニマムスタンダードなのです。ですから、本来、全員ができていないといけない項目ですね。70%が目標でいいのですかね。

指導室長

学校としては100%を目指しております。学習指導要領自体にも、7割の子どもたちには

きちんと身につけさせようというような議論がされている中で示されているものですので、その7割というのは、そこから私どもも示したものと。

高木委員長

逆に言うと、7割というのは当面の具体的かつ現実的な目標だと思うのですが、本来は100%だと思うのですね。3割は到達していないとすると、その3割の子どもをどうするのかという具体的な検討をしていかないと、各学校ではしていると思うのですが、いけないのかなと。

あと、発展的な内容というのは、ミニマムですから扱っていないのですね。これだと、まさにこの2ページのレンジで言うと、今の新しい学習指導要領はスパイラルですから、当然、下の学年にも一たん戻ったりして、行きつ戻りつしながら定着ということで、これでいいと思うのですが、中野区の子どもたちの今の習熟度を正確にはかろうとすると、上の子の部分はこの調査でははかれていない。別にそれは調査ですからいいのですが、はかれていないという理解でよろしいのですか。つまり、ミニマムスタンダードなので、上のできる子についてはこの調査ではちょっとわからない？

指導室長

この調査で100%できていれば、非常に満足のできる状態であるということで、どこまでそれが上に上がっているかというのは、これだけの調査で正確にはかることはなかなか難しいかというふうに思います。

高木委員長

その回答でいいと思います。別にそれをやれということではなくて。ただ、大島委員のご質問にもあったように、結局、学習指導要領では発展的な内容も入っているわけですから、そこはこのミニマムスタンダードではカバーはしていませんよね。あくまで本来すべての子どもが身につけるものをまず定着させようということを調べるのがこのミニマムスタンダードの基本的な考え方ということでよろしいですね。はい、わかりました。

山田委員

このミニマムスタンダードは、この5年間の、中野区が4月に行っています学力をはかる調査をもとにして、中野区の子どもたちの今の課題をきちんととらえて、それを具現化すべく、先ほどの11ページにそういった表が出ているのだと思うのです。これを各学校に伝えて、各教員が自分の向き合っているクラスの子どもたちの学力向上に資するということが最大のポイントだと思うのですが、こういったことの取り組みが教員が時間を

かけてできるようなことをしなければいけないと思うのですね。それこそ中野区の学力向上の最初のスタートだと思うのですけれども、教員の皆さん方がこれに取り組む時間をどのくらい確保していくのか、私たちはそこをしっかりとやらなければいけないのかなど。それができて初めてこれが生かされてくることだと思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

指導室長

お手元にお配りした資料のほうの「活用の方法」というところで、「授業改善推進プランへの反映」ということを記しておるかと思います。学力調査をして、自分の学校の実態を分析して、それに対してどこをどう改善していくのかというのがこの授業改善推進プランというものでありまして、かなりの厚みがあるものを各学校は作成するわけなのですが、そのときにぜひこれを活用してもらって、ここの表の中のどの部分を入れることが今の自分の学校の子どもたちの落ちている部分を改善するのに役立つのかということで、それをつくることが教員がきちんとこれを意識化できる手段かなというふうに思っております。これはどの学校もかなりの時間をかけてその改善推進プランをつくりますので、この間の校長会でも私のほうから説明をしたときに、ぜひこれを埋もれさせないで、そういうような改善推進プランやほかの授業研究などにも活用してくださいということをお話しております。

山田委員

もう一つの視点は、そういったことを話し合える環境が学校にあるということが大切で、例えば、小学校であれば単学級ではなくて複数学級があるとか、中学校では専科の教員が複数いるという、ある一定規模の学校組織というか、それが必要だということにもなるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

指導室長

おっしゃるとおりでありまして、単学級であれば、同じ教材について相談する時間というのはなかなか難しいなというふうに思いますし、また、中学校になると教科制になりますので、英語の先生が1人しかいない中でどうやって相談したらいいのかという問題がありますので、一定規模の学校が必要かというふうに思います。

大島委員

11ページ、12ページの大きな表なのですけれども、11ページのほうの「数量」というところを見ますと、算数とか数学という教科に関することだと思うのですが、非常に具体的

に書いてあってわかりやすい。例えばこの「数量」のところで「〇〇の計算ができる」とかというふうに書いてある。これを取り上げてみると、ここで書いてあることと学習指導要領で1年生、2年生で学ぶことということで書いてあることとの関係で言うと、大ざっぱに言ってどんな感じなのですか。学習指導要領の中の一部というか、厳選した、あるいは基礎的な部分だとか、その辺はどうなのでしょう。

指導室長

算数・数学の場合は、当然、ここの数量関係でなくて、図形だとかいろいろなものがあります。その中で、今、例えば、大学生なども割り算ができないなどという話が新聞等で報道されているかと思いますが、やはりきちんとした四則演算、それから、整数だけではなくて小数や分数になったときのきちんとした計算を小学校の段階、中学校の段階ではきちんと押さえるべきだろうということで、この数量関係に絞った形での表を示しておるところであります。

大島委員

わかりました。ここに「数量」ということで限定したという理由がわかったのですけれども、この「数量」の分野で言うと、学習指導要領の中で、数量について学びなさいというふうにしてある項目と、ここで中野スタンダードで指定しているのとは、学習指導要領で決めているものの中の一部というような関係なのでしょう。

指導室長

おっしゃるとおりであります。

大島委員

ということは、学習指導要領では、ほかにもいろいろやりなさいと規定していることはあるのだけれども、中野としては、ここに書いてあるようなことは最低限みんなに習得させたいという意味で厳選してあるというようなイメージでいいのでしょうか。

指導室長

ここだけは絶対に押さえるというものですので、これは、70%、100%に限りなく近づくように学校としては努力をするものであります。

高木委員

このスタンダードの資料の19ページ、20ページに一次方程式の指導例が出ていますが、ちょうど私の長男は、今、中2で、春休みに妻から「たまには勉強を見なさい」という指示が出まして、通信教育の教材を使いながらこういう説明をしていったのですが、この方

程式あたりになると、私は数学の教員ではないので、理解させるのは非常に難しいです。

5 ページのところは算数・数学のところの通過率がありますが、この中学1年はあくまで小学校6年の単元が中1でできたかどうかということです。ということは、中1の単元は中2のところの通過率を見るという形になる。とすると、中学に入ると、数学はかなり厳しい。先ほど説明があったように、今、大学生、短大生でもSPI2という試験がありまして、言語・非言語。非言語の場合は、数学というよりも算数的なもの、旅人算的なものですか割合的なもの。意外とできないのです。私どもの短大でも、昨年からは社会人基礎という、社会生活で使う、あるいは就職試験で使う基本的な算数というか数学の授業をやらざるを得ない状況になってきていますので、先生方が一番苦労されると思うのですが、このところはしっかり身につけさせていかないといけない。高校の微分積分とかは、できなくていいとは言いませんけれども、私も社会に出て使った経験は余りないのですが、ここは教育委員会としてもやはり頑張っていきたいと思います。私の記憶ですと、少人数教育とかの導入で、昨年まではたしか順調に数字が上がってきていたなという記憶があるのですが、ちょっと見ると、22年度は少し下がっているような気がしますので、指導室のほうで原因を分析して区として取り組んでいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

続きまして、「海での体験事業の実施について」。

荒井副参事、報告をお願いします。

副参事（学校・地域連携担当）

では、お手元にございます資料に基づきましてご説明させていただきます。

昨年度、教育委員会でご協議いただきました「今後の校外施設のあり方」の中で実施するとされておりました事業でございます。「海での体験事業の実施について」ということで、生きる力をはぐくむことを目的といたしまして、児童の安全を最優先するという前提に立ちまして実施するものでございます。

対象といたしましては、区内在住・在学の小学校5・6年生ということで、参加を希望する者ということでございます。

定員は150名という形になってございます。

募集方法といたしましては、5月5日の区報、ホームページ、チラシのほうはすべての

学校を通して小学校5・6年生に行き渡るような形で配布させていただきたいというふう
に思っております。

応募方法は、郵便、電子申請、ファクスという形で予定しております。

事業の委託でございます。「今後の校外施設のあり方」の中でも事業を委託して実施す
るという形になってございましたが、企画提案公募型事業者選定ということで、安全性を
最優先するという中で企画提案を募集いたしまして、それに基づきまして、現在、選定
第1位でございますけれども、株式会社日本水泳振興会、所在地が東中野三丁目18番12号、
ここに事業を委託する予定となっておりますのでございます。

事業の内容といたしましては、「今後の校外施設のあり方」の中にもございましたとお
り、事前指導を区内プールにおいて行いまして、泳力の測定によります班づくり、仲間づ
くりを行った後に、事前の水泳指導を行って、海合宿に臨むという形を予定してございま
す。実際、海での活動につきましては、2泊3日ということで、最大150名としてございま
すので、1クール50名が最大ということで3クールを予定しているものでございます。

実施場所といたしましては、沼津市の西浦江梨にございます大瀬海水浴場を予定させて
いただいております。

内容といたしましては、ライフセービング技術の習得、持久泳、スノーケリングなどの
内容となっております。

参加者負担につきましては、交通費、宿泊費、賄い費等で2万円程度を予定している
ところでございます。

事業の日程につきましては、ごらんとおりでございますが、実際の海合宿のほうは7
月27日から8月2日までということで、三つのクールに分けてまして実施をするという予定
になってございます。

ご報告は以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いします。

大島委員

参加する児童の泳力ですけれども、参加する資格とございますか、その条件みたいなこと
として、例えばある程度泳げるとか、そういう条件はあるのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

特に設けてはございません。今まで臨海で実施してまいりましたけれども、遠泳ができ

るような泳力のある子でありますとか、そうでない子もいらっしゃいますし、背の立つところで海での体験事業を行うような程度の子もいらっしゃると思います。そういった意味で、特段の制限は設けてございません。

山田委員

参加する子どもたちの安全という面からですけれども、今まで学校において行っていた臨海ですと、同じクラスの仲間とか顔が見える仲間同士が合宿に入って海というところでの体験をするわけです。急に集まった子どもたち同士ですから、友達になるのは簡単でしょうけれども、お互いが顔を知って、海で何かあったときの確認とか、そういうことは非常に大切だと思うのです。その辺は、この委託をする水泳振興会のほうで十分な配慮をするということの理解でよろしいですか。

副参事（学校・地域連携担当）

今、委員おっしゃったように、まず仲間づくりといいますか、見知るという形の事前のそういったことが必要であろうということもございまして、事前指導という中で、泳力の測定もあるのですけれども、班づくりを行う中で、実際に海へ行く前に仲間づくりを行っていくというのを非常に重要視させていただいております。今、委員おっしゃったように、委託先のほうでもそういったことに重点を置く中でこの事業を進めていきたいというふうに思っております。

山田委員

もう1点です。

参加者に対する事前の健康チェック、それから、行かれるときの医療体制などについてはどのようにお考えですか。

副参事（学校・地域連携担当）

保護者説明会というのがございますので、そういった中で、今、委員がおっしゃったようなチェックについてのご相談もさせていただきたいと思っておりますし、実際にバスで出発するところから看護師を1人同行させるという形で、現地でのそういった活動についてもしっかりと看護師の配置をするという形で考えてございます。

山田委員

移動教室前などで私も健康チェックをするわけですが、最近、基礎疾患を持った子どもたち、特にアレルギー的な疾患、ぜんそくなどを有するお子さんが多いので、その辺の事前チェックと、動向する看護師への情報提供は怠りないようにしていただければと

思います。

副参事（学校・地域連携担当）

しっかりさせていただきたいと思います。

高木委員長

1 クール50名に対して何人ぐらいの指導員がつく見込みなのでしょうかというのが質問の一つ。

あと、大島委員からの質問で、特に泳力等の制限はないということなのですが、5年生、6年生ということだけで、例えば、発達に課題があるようなお子さんもサポートをつけて受け入れるということなのでしょうか。

二つ質問をお願いします。

副参事（学校・地域連携担当）

こちらのほうは、2人に1人の指導員をつけるという形で考えてございまして、50人に対して25人の指導員をつけるという形で今、委託としては考えてございます。特別支援が必要なお子様につきましては、1対1の関係で指導員を配置するというふうに考えているところでございます。

高木委員長

よろしいでしょうか。

飛鳥馬委員

この株式会社日本水泳振興会というのを私は初めて知りましたが、この会社は、小学生ぐらいの子どもたちのこういう指導の経験というものはあるのでしょうかということが1点。

もう1点は、応募方法も、「郵便、電子申請、ファクス」と書いてありますが、子どもたちの所在する学校とはほとんど関係ないのでしょうか。

この2点。

副参事（学校・地域連携担当）

こちらの日本水泳振興会につきましては、おとしになりますか、最後の臨海学園になってございますけれども、そこでの指導員を委託した事業者でございます。中野中学校のプールの委託等も請け負っているということで、プールの事業でありますとか、そういった形の水にかかわりますさまざまな事業を請け負っておりまして、そういう実績も十分あるというふうに思っております。

学校につきましては、この事業を実施するに当たりまして丁寧な広報が必要だということで、関係する学校を通して各保護者様、ご本人のほうに情報が流れるということで考えてございまして、実施等、その他中間の部分につきましては教育委員会がこちらのほうの事業を実施していくというふうに考えているところでございます。

山田委員

もう1点です。

海での体験事業ということのくくりですから、でも、この内容からいくと、ライフセービングと持久泳、スノーケリング。海という自然の中での自然体験についてのプログラミングみたいなものは、いろいろたくさんやってしまうと難しいですが、せつかく海に行くので、海辺のいろいろな生物とか、そういったものへの興味をそそるような仕掛けというのはどうなんでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

2泊3日という中で行う事業でございますので、多分、さまざまなことは想定されますけれども、例えば夜のプログラムでありますとか、実際にスノーケリング等を行う中とか、それ以外でも、貝とか海で実際に集められるものを使って盾みたいなものをつくるとか、さまざまなプログラムは用意してございます。実際に雨になるということも当然ございますので、そういったときにも対応できるようなプログラムも用意させていただいているところでございます。

高木委員長

それでは、そのほかに報告事項はありますでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

以上で、本日予定していた議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第13回定例会を閉じます。

午前11時23分閉会